

■議案第22号 四万十町ふるさと支援寄附条例について

【要旨】

現在ふるさと納税による寄附金の取り扱いについては、「四万十町ふるさと支援条例」の規定に基づき行っています。

「四万十町ふるさと支援条例」については、平成20年に制定しており、本町が取り組む地球的な課題に対し、生活空間を超えた社会的な存在としての責任を果たせる機会を町内外の寄附者及び投資者に与え、町と寄付者等による協働のまちづくりを推進することを目的とした寄附に関し包括的に規定しています。

近年の寄付については、大半をふるさと納税が占めている状況となっていることから、「四万十町ふるさと支援条例」に規定する、使途指定の寄附や土地等の寄附などの取り扱いとふるさと納税による寄附金の取り扱いを、明確に区別する必要があると判断したため、ふるさと納税による寄附に特化した条例として「ふるさと支援寄附条例」を制定するものです。

【条例の概要】

1. 本条例の目的については、本町のまちづくりに賛同し、応援してくれる人々から寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の本町に対する思いを実現化することにより、寄附者との協働によるまちづくりに資することとしています。
2. ふるさと納税制度による寄附金について、多額となることが予想され、幅広くまちづくりに関する施策に活用することとし、下記の事業区分としました。
 - (1) ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業
 - (2) ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援に関する事業
 - (3) ふるさとの未来を担う子ども支援に関する事業
 - (4) ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興に関する事業
 - (5) ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくりに関する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために町長が必要と認める事業
3. 寄附金の管理運用については、四万十町基金条例に規定する「四万十町ふるさと支援基金」により管理運用することとした。
4. 町長は、寄附金の運用状況について、毎年度公表することを義務付けています。